

医療制度構造改革試案により改正が必要となる事項

- 高齢者の患者負担の見直し
 - ・ 現役並みの所得を有する70歳以上の者の患者負担を3割負担とする。(平成18年10月目途実施)
 - ・ 新たな高齢者医療制度の創設により、後期高齢者(75歳以上)は新たな独立保険に移行することになる。また、前期高齢者(65歳～74歳)の患者負担については、2割負担とする。ただし、現役並みの所得を有する者は3割負担とする。(平成20年4月目途実施)

- 保険給付の内容・範囲の見直し
 - ・ 療養病床に入院する70歳以上の者について、食費及び居住費の負担を見直す。(平成18年10月目途実施)(新たな高齢者医療制度の創設と併せて、平成20年度からは65歳以上の者について見直しを図る。)

【見直しの概要】

 - (負担額) ①食費 食材費及び調理コスト相当を負担(4.6万円)
 - ②居住費 光熱水費相当を負担(1.0万円)

※調理コストに含める費用の範囲については、現在精査中。

【低所得者対策】

所得の状況に応じて食費及び居住費の負担額を設定し、負担の軽減を図る。具体的な水準は、介護保険と同様とする。

- ・ 高額療養費の自己負担限度額の水準を見直す。(平成18年10月日途実施)

【現 行】① (若人・一般) 72,300円 + 〈医療費〉 × 1%
(40,200円)

② (老人・一般) 40,200円

【見直し後】① (若人・一般) 80,100円 + 〈医療費〉 × 2%
(44,400円)

② (老人・一般) 44,400円

※ 〈医療費〉は全体の医療費から、定額の限度額に対応する医療費を控除した額

※ 括弧内は多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受けている場合)の限度額

- ・ 人工透析患者の自己負担額の水準について、患者の負担能力を踏まえつつ、検討する。

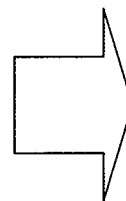
- ・ 傷病手当金、出産手当金及び葬祭料の支給要件、水準を見直す。(平成19年4月日途実施)

【見直しの概要】

傷病手当金

【現 行】

- ・ 1日につき賃金の6割相当額を支給
- ・ 任意継続被保険者に対しても支給

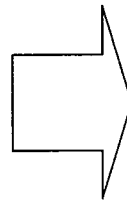


【見直し後】

- ・ 賃金にボーナスを反映した水準の額を支給
- ・ 任意継続被保険者に対しては支給しない

出産手当

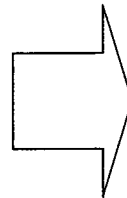
- ・ 産休中の間、1日につき賃金の6割相当額を支給
- ・ 1年以上被保険者であった者が資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合も支給
- ・ 任意継続被保険者に対しても支給



- ・ 賃金にボーナスを反映した水準の額を支給
- ・ 資格喪失後や任意継続被保険者に対しては支給しない

葬祭料

- ・ 被保険者が死亡した場合、賃金相当額（最低保障10万円）を支給



- ・ 定額を支給

- ・ 出産育児一時金の水準を検討する。

(注) 現時点において、下記の相違点があることについてどのように考えるのか。

	船員保険制度	健康保険制度
傷病手当金	待期期間なし 支給期間の限度 3年 報酬を受けている場合の調整無し	待期期間 3日間 支給期間の限度 1年6月 報酬を受けている場合、報酬分は支給せず
出産手当金	支給開始 妊娠が判明した時点（船員法により妊娠中及び産後8週間の女子の船内作業を禁止） 報酬を受けている場合の調整無し	支給開始 産前42日 報酬を受けている場合、報酬分は支給せず
葬祭料	支給額 標準報酬月額×2月分 (家族葬祭料 標準報酬月額の1.4月分)	支給額 標準報酬月額×1月分 (家族埋葬料 10万円)

○ 保険料賦課の見直し

- ・ 標準報酬月額の上下限の範囲の拡大等を行う。(平成19年4月目途実施)

【賞与の保険料賦課上限額の見直し】

- ◇ 標準報酬月額の上限の見直しに伴い、賞与の保険料賦課上限額を見直す。
- ◇ 公平性の確保の観点から、賞与の保険料賦課上限額については、1回の支給額ごとに基準を設けず、年間賞与額についての基準を設ける。